

令和6年4月30日 草津市都市再生本部会議

開催日時	令和6年4月30日(火) 午前10時30分から午前10時50分まで
開催場所	庁議室
出席者	市長、辻川副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(草津未来研究所担当)、総合政策部理事(経営・DX戦略担当)、危機管理監、総務部長兼法令遵守監、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)、子ども未来部長、都市計画部長、技監、建設部長、建設部理事(住宅担当)、上下水道部長、教育部長、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長
欠席者	なし
議事概要	下記のとおり

1. 開会

2. 審議案件

(仮称)草津駅周辺エリア未来ビジョンの策定について

【都市地域戦略課から説明】

- 令和6年度をもって「草津市中心市街地活性化基本計画(2期)」の計画期間が終了することから、これまで培ってきた官民連携の取り組みを更に深化させ、民主導のまちづくりを推進するため、都市再生推進法人である草津まちづくり株式会社を中心に「(仮称)草津駅周辺エリア未来ビジョン(以下未来ビジョン)」の策定を行う。また、未来ビジョンの運営主体として、草津市中心市街地活性化協議会に代わる新たな「エリアプラットフォーム」の構築を行い、道路や公園などの公共空間を人中心のウォーカブルな空間として整備し、まちの”使いこなし”に向けた規制緩和やルール作りを検討していく。
- 未来ビジョン策定にあたっては草津市中心市街地活性化協議会への意見聴取、市民参加型ワークショップの実施、またパブリックコメントと併せて市民フォーラムを開催することで、まちなかの賑わいを創出するプレーヤーの発掘を行う。
- 中心市街地活性化基本計画の評価としては、公共施設の集約化と官民連携による価値創造、テナントミックスや魅力店舗誘致による若者世代を惹きつける都市環境の構築、官民連携が当たり前の土壌へと変化していったことが挙げられる。
- 未来ビジョン策定にあたっては、都市機能誘導区域およびウォーカブル区域の設定から検討を進めていきたい。
- 市民参加型ワークショップ「まちなかクロッキー会議」では、参加者自らが理想のまちの絵を描いてもらい、未来ビジョンに反映させていく。

【主な質疑・意見】

- 現在の草津市中心市街地活性化協議会(以下、中活協)は廃止して新たにエリアプラットフォームをつくるのか。
- 現段階で確定したものではないが、中活協は中心市街地活性化基本計画の計画期間の終了に伴い、法定協議会としては一旦役割を終えることになる。中活協の規約を変更しつつ、継続させた上でバージョン

ョンアップを図るか、一旦廃止して、新しい組織とするかについては検討が必要である。

○現在、中活協に参画されている方は、様々な団体の長である方々であるが、現場や若い人の声も取り込むという点では、できるだけ若い人の参画を促してはどうかと考える。

○先日の幹事会の際、特に市立プールや YMIT アリーナなどの市立の施設間が繋がり、中心市街地全体が連携しあえる仕組みに変えていきたいと述べられていたが、具体的にどのような施設のことを想定しているか。民間の施設は想定していないのか。

→中活協には、エスクエアなどの商業施設も加入いただいております、そのような民間施設との連携を図るのはもちろんのことであるが、特に市が整備した市立プールや YMIT アリーナなどの活性化拠点どうしの連携や、商業施設、商店街などとの官民連携を、エリアプラットフォームを設置することにより、例えば西口でいうとスポーツゾーンといった形で、まとまったシティセールスやおもてなしができるようになればと考えている。

○4月24日に実施した中心市街地活性化協議会では何を協議したのか。

→中心市街地活性化基本計画の評価(資料1-2)と、1月29日に中活協のなかで実施したワークショップの結果のフィードバックと今年度のスケジュールを共有した。

○中心市街地活性化基本計画と未来ビジョンとで、キーワード(着目点)は何か変わるのか。

→現在の計画から大きく変わるところはなく、ウォーカブルなまちづくりなどについては、中心市街地活性化基本計画(第2期)から引き続き位置づけていくものである。ただし、草津駅前の再活性化については草津川跡地整備以降の動態を見ながら新たに課題として設定している。また、本陣エリアについては、新たに東海道草津宿拠点整備事業として草津まちづくり株式会社が新たな施設整備を検討されているところであり、今後空き家対策を含め民主導で行えるような流れを作っていきたい。未利用地の利活用についても今回新たに設定している。また、大型公共施設とまちとの連携についても、中心市街地活性化基本計画の段階から概念としてはあったが、実際に施設が整備され運営がはじまったことにより改めて課題として設定しているものである。

○以前からウォーカブル区域は設定されていたが、実際この10年で実現できているのか。

→ウォーカブル区域は令和2年度に制度化されており、中心市街地活性化基本計画(第2期)が策定された平成31年時点にはなかった概念である。以前は、歩いて暮らせるまちづくりという意味合いの広域的な視点であったのを、ウォーカブル区域を設定することで、よりエリアを絞った区域の設定としたが、特に具体的な事業を行うことはなく、現状に至っている。令和6年度に、草津まちづくり株式会社が東海道草津宿拠点整備事業を行うにあたり、まちなかウォーカブル推進事業として国の補助金を活用する事例が出てきている状況であり、拠点を整備することで、草津川跡地公園までの歩行者の流れを、立木神社の方まで持ってくることを進めてもらっている。

○ワークショップの中でも車の入らない歩行者天国にするという意見があったが、実際は実現が難しいと思われる。どのような見込みでウォーカブル区域の整備を継続するのか。

→ウォーカブル区域を都市公園の上に設定すると、都市公園法の特例が活用できたり、道路の利用についても規制が緩和される場合がある。現実的に車両規制は難しいとしても、駅前の再生や本陣通りにおいては本通りだけでなく、裏路地を含めたエリア設定をすることで、もう少し人が安心して滞在できる

空間にできると考える。

○警察署跡地などの未利用地の活用については、未来ビジョン策定の中でどの程度踏み込んでいくのか。

→未来ビジョンはハード整備のための計画ではなく、民主導のソフト系の計画なので、ここで位置づけたものをそのまま個別に実行するというものではない。未利用地の活用については、方向性やあり方について市民の意見を聞きながらも、ハード整備自体は別途協議をして決定していく必要があると考えている。

3. 重要報告

ニワタス店舗の募集対象拡大について

【都市地域戦略課から説明】

●非公開情報のため内容は非公表

【主な質疑・意見】

○非公開情報のため内容は非公表